

## 社会福祉法人恩賜財団母子愛育会役員等の報酬等支給規程

### 第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人恩賜財団母子愛育会（以下「愛育会」という。）の定款第11条及び第25条の規定等に基づき、役員等の会議等出席に係る報酬等の実費支給に関して定めることを目的とする。

### 第2条（役員等）

この規程の役員等とは、愛育会の理事、監事、顧問、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。ただし、役員等が愛育会の職員等の身分を有し給与等が支給されている者には支給しない。

### 第3条（報酬等）

この規程の報酬等とは、愛育会の理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会等に出席した役員等に対して支払う報酬及び交通費をいう。

### 第4条（報酬等の支給額）

#### 1 報酬

1回の出席につき17,000円を支給する。

ただし、会長及び理事長については、1回の出席につき28,000円を支給する。

#### 2 交通費

交通費は、実費を支給する。

ただし、片道50キロメートル未満の場合にあっては、原則としてこれを支給しないものとする。

### 第5条（支給方法）

1 報酬は、職務執行があったとき以降において、速やかに支給するものとする。

2 報酬については、原則として源泉所得税相当額を控除して支給するものとする。

### 附則 施行期日

1. この規程は、平成20年3月27日から施行する。
2. この規程は、平成29年4月1日から施行する。
3. この規程は、令和3年6月22日から施行する。